

しんがた かんせんしやう えいきやう じっしやう けいぞくこんなん ぎ のうじっしやうせいとう たい
新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する
こやうい じ し えん
雇用維持支援について

しんがた かんせんしやう あたら びやうき しごと
新型コロナウイルス感染症<新しい コロナウイルスの 病気>の せいで 仕事が なくなっ
た ぎ のうじっしやうせい とくていぎ のうがいきこじん たす
た 技能実習生や 特定技能外国人を 助けます。

しゆつにゆうこくざいりゆうかん り ちやう
出入国在留管理庁

もくてき 目的

でにゆうこくざいりゆうかん り ちやう しんがた かんせんしやう えいきやう じっしやう けいぞくこんなん
出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難
ぎ のうじっしやうせい とくていぎ のうがいきこじんとう ほんぽう こやう い じ かんけいしやうちやう れん
となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連
けい とくていさんぎやうぶん や さいしゆうしよく し えん おこな いてい ようけん もと ざいりゆうし かく
携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格
「とくていかつどう ふ よ がいきこじん たい ほんぽう こやうい じ し えん
特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実
しゆうせいとう らいにち じんざいかくほ こんなん きた ぶん や しゆうろうそくしん おこな
習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

なん 何のために しますか？

しゆつにゆうこくざいりゆうかん り ちやう がいきこじん に ほん き に ほん じぶん くに かえ
出入国在留管理庁<外国人が 日本に 来たり、日本から 自分の 国へ 帰ることの
かん り しんがた かんせんしやう しごと ぎ のうじっ
管理をする ところ>は、新型コロナウイルス感染症の せいで、仕事が なくなった 技能実
しゆうせい とくていぎ のうがいきこじん たす しごと ぎ のうじっしやうせい
習生や 特定技能外国人などを 助けます。仕事が なくなった 技能実習生たちが、日本
ほか はたら てつだ いちばんした ようけん ひと
の 他のところで 働けるように、手伝います。一番下の「要件」に あてはまる人は、
とくていかつどう ざいりゆうし かく に ほん
「特定活動」という 在留資格<日本に 入れること>が もらえます。また、技能実習生が
に ほん く できなくなつたから、 はたら ひと かいしゃ たす
日本に 来ることが できなくなつたから、 働く人が いない 会社も 助けます。

し えん がいよう 支援の概要

しゆつにゆうこくざいりゆうかん り ちやう じっしやう けいぞくこんなん ぎ のうじっしやうせいなど じやうほう じんそく もうら
出入国在留管理庁は、実習が継続困難となった技能実習生等の情報を迅速かつ網羅
てき はあく ぎ のうじっしやうせいとう しゆうろう き ぼう とくていさんぎやうぶん や さいしゆうしよく
的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、
かくぶん や かんけい き かん じやうほうていきやう こうりつてき か のう
各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

でにゆうこくざいりゆうかん り ちやう がいきこじんざいりゆうそうごう どう れんけい がい
また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外
こくじん かくしゆそうだん てきせつ たいおう
国人からの各種相談に適切に対応する。

どんなことを しますか？

しごと ひと いそ しら かんけい き かん ほか ぎ のうじっしやう
仕事が なくなった人の ことを 急いで 調べます。関係機関<他の ところで、技能実習
せい しごと かか しら おし しごと ぎ のうじっしやうせい
生の 仕事に 関わる ところ>に 調べたことを 教えます。仕事が なくなった 技能実習生
しごと かんけい き かん いっしょ てつだ
たちが したい 仕事が できるように、関係機関と 一緒に 手伝います。

しゆつにゆうこくざいりゆうかん り ちやう がいきこじんざいりゆうそうごう いっしょ
また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンターなどと 一緒に

がいにくじん そうだん き たす
外国人の 相談を 聞いて、 助けます。

ざいりゅうし かくじょう そち 在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
- 在留期間 最大1年
- 令和2年4月20日から実施(予定)
- 要件
 - 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること
 - 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

ざいりゅうし かく 在留資格のこと

- もらえる 在留資格:「特定活動(就労可)」※就労可<働いても いい>
- いつまで: 一番長くて 1年
- いつから: 令和2年(2020年)4月20日からの 予定
- 要件 <資格を もらうのに 必要な こと>
 - 申請する人<資格が ほしい 人>が 日本人と 同じ 給料を もらう こと。
 - 申請する人が 仕事をするために 必要なことを 勉強したいと 思っていること。
 - 申請した人が 働く 会社は、申請した人が 正しく 働けるように できること。
(今までに 外国人が 働いたことがあるなど)
 - 申請した人が 働く 会社は、申請した人が 必要なことを 勉強できる 仕事ができるように 教えたり、手伝ったり すること。
 - 申請した人が 働く 会社は、申請した人が 日本に いる間、生活などを 助ける こと。